

# 特定建築等行為についての手続きフロー

近隣・周辺住民のみならず  
用のリーフレットです

- このリーフレットに関するお問合せは、都市部開発指導課までお願いします。
- 〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 TEL : 046-822-8317
- URL : <http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4830/tokuteikenchiku/index.html>

説明を希望する周辺住民の方は説明の申出を行ってください



※1 お知らせ板設置の日から**7日以内**に説明の申出を行ってください。説明会対象の場合は**21日以内**に説明の申出を行ってください。

要望書を提出する際には、**提出の期限**があります、ご注意ください

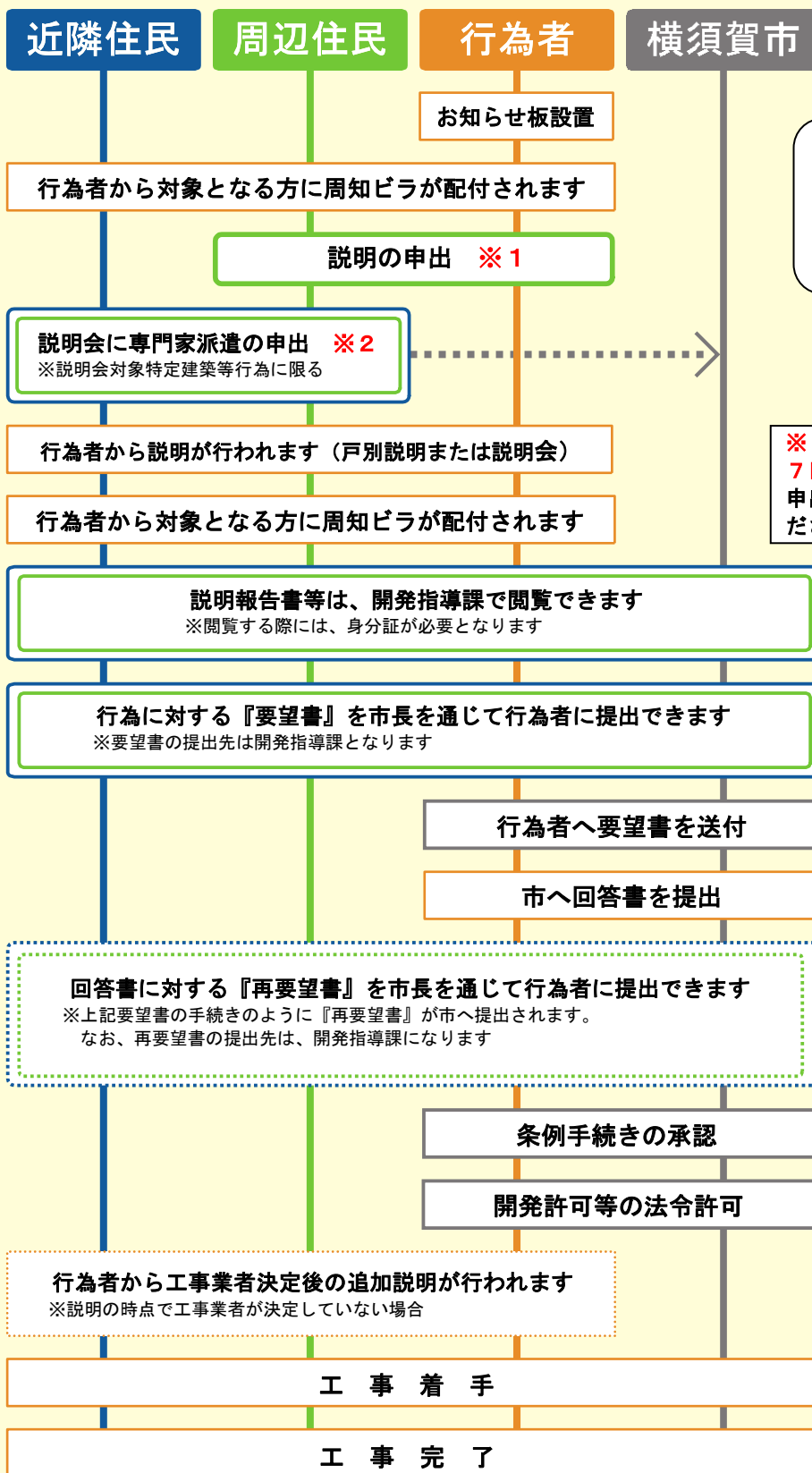


紛争が解決しない場合は「あっせん」「調停」制度もあります



あっせん

調停



説明会への専門家派遣の申出は、横須賀市へ行ってください



※2 説明会の**7日前**までに申出を行ってください。

説明会対象特定建築等行為は、**再要望書**の提出ができます



申出により対象である周辺住民の方は工事完了までの間、説明を受けることができます

